

【附属資料-6】

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業
事業契約書（案）

【2019年9月24日修正】

盛岡市

【事業者名】

年 月 日

目 次

第1章 総則	1
第1条 (契約の目的)	1
第2条 (用語等の定義等)	1
第3条 (事業の趣旨の尊重及び遵守事項)	1
第4条 (規定の適用関係)	1
第5条 (秘密の保持)	2
第6条 (共通事項)	2
第2章 本事業の実施に関する事項	2
第7条 (契約の期間)	2
第8条 (事業の概要)	3
第9条 (契約の保証)	3
第10条 (権利義務の譲渡等)	4
第11条 (事業者の責任)	4
第12条 (事業工程表)	5
第13条 (成果物及び本施設の著作権)	5
第14条 (第三者の知的財産権等の侵害)	6
第15条 (選定企業の使用等)	6
第16条 (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	7
第17条 (各業務における第三者の使用等)	7
第18条 (監視職員)	7
第19条 (業績等の監視及び改善要求措置)	8
第20条 (事業者に対する支払)	9
第21条 (遅延利息)	9
第22条 (費用負担等)	9
第23条 (租税公課の負担)	9
第24条 (許認可の取得等)	9
第25条 (保険の付保等)	10
第26条 (関連業務等の調整)	10
第27条 (事業費の改定)	10
第28条 (物価等の変動に基づく本件工事費の改定)	11
第29条 (要求水準の変更)	11
第30条 (要求水準の変更による措置)	12
第31条 (臨機の措置)	12
第32条 (第三者に生じた損害)	13

第33条	(法令変更による措置)	13
第34条	(不可抗力による措置)	14
第35条	(中断による措置)	14
第36条	(関係者協議会の設置)	15
第3章	施設整備に関する事項	15
第1節	共通事項	15
第37条	(工程表の作成)	15
第38条	(事業費内訳書等)	15
第39条	(要求水準の確認)	15
第40条	(事業用地の確保等)	15
第41条	(関係資料等の貸与)	16
第42条	(近隣対策)	16
第43条	(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)	16
第44条	(調査)	17
第45条	(調査における第三者の使用等)	17
第46条	(調査の管理)	18
第2節	設計業務	18
第47条	(設計業務の実施及び管理)	18
第48条	(設計図書の作成及び提出)	18
第49条	(建築確認申請に関する説明及び報告)	19
第3節	建設業務	19
第50条	(建設業務の実施)	19
第51条	(建設業務における体制の確認)	19
第52条	(実施工程表)	20
第53条	(建設業務の管理)	20
第54条	(建設業務に関する書類の作成及び提出)	20
第55条	(中間確認)	20
第4節	工事監理業務	21
第56条	(工事監理業務の実施及び管理)	21
第5節	本施設の完成及び引渡し	21
第57条	(完成等に係る許認可等の取得)	21
第58条	(事業者による完成検査)	21
第59条	(市による完成確認)	21
第60条	(市による完成確認通知書の交付)	22
第61条	(引渡し)	22
第62条	(部分使用)	22

第63条	（瑕疵担保）	23
第4章	運営・維持管理に関する事項	23
第1節	共通事項	23
第64条	（指定管理者による運営・維持管理）	23
第65条	（図面等の貸与）	24
第66条	（運営等業務における第三者の使用等に係る措置）	24
第67条	（使用人等に関する事業者の責任）	24
第68条	（本施設の損傷）	24
第69条	（市による検査）	25
第2節	運営業務に関する事項	25
第70条	（業務計画書等）	25
第71条	（業務報告書等の作成及び提出）	25
第72条	（利用料金等）	25
第3節	維持管理業務に関する事項	26
第73条	（業務計画書等）	26
第74条	（業務報告書等の作成及び提出）	26
第5章	事業者の管理運営に関する業務	26
第1節	プロジェクトマネジメント業務	26
第75条	（事業統括責任者の設置）	26
第76条	（事業統括責任者の変更）	27
第77条	（プロジェクトマネジメント業務の実施）	27
第2節	経営管理業務	27
第78条	（経営管理業務の実施）	27
第6章	事業費の支払に関する事項	27
第79条	（施設整備費の支払）	27
第80条	（運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の支払）	27
第7章	本契約の解除及び終了に関する事項	28
第1節	解除権等	28
第81条	（市の解除権）	28
第82条	（市の任意による解除）	30
第83条	（事業者の解除権）	30
第84条	（法令等の変更等又は不可抗力による解除）	30
第2節	本施設の引渡し前における契約解除の効力	31
第85条	（事業者の帰責事由による契約解除の効力）	31
第86条	（市の任意による又は市の帰責事由による契約解除の効力）	31
第87条	（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）	32

第3節	本施設の引渡し後における契約解除の効力	32
第88条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	32
第89条	(市の任意による又は帰責事由による契約解除の効力)	33
第90条	(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)	34
第4節	本契約の終了	34
第91条	(期間満了による終了)	34
第92条	(契約終了時の事務)	35
第93条	(保全義務)	35
第94条	(関係資料等の返還)	35
第95条	(関係書類の引渡し等)	36
第8章	表明保証及び誓約	36
第96条	(事業者による事実の表明保証及び誓約)	36
第97条	(市による事実の表明保証)	36
第9章	雑則	37
第98条	(本契約の変更)	37
第99条	(準拠法及び裁判管轄)	37
第100条	(解釈)	37
附 則		37
第1条	(出資者の誓約)	37
第2条	(融資団との協議)	38
別紙1	契約金額の内訳	
別紙2	用語の定義	
別紙3	事業者が付す保険	
別紙4	事業費の算定及び支払方法	
別紙5	不可抗力による費用分担	
別紙6	再計算の利息の算定に係る割賦利率	

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語等の定義等)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、別紙2の用語の定義に定めるところによる。

- 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えない。
- 3 本契約において「第三者」に言及する場合には、特別の定めがある場合を除き、県を含むものとする。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 事業者は、本事業が野球場等の整備及び運営・維持管理であり、公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。なお、市及び事業者は、県が市に対して本事業のために分担金を支払い、事業者から市に対する本施設の所有権移転後に市及び県が本施設を共有することを確認する。

- 2 市は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。
- 3 市及び事業者は、本契約（頭書を含む。以下同じ。）の履行にあたり、日本国の法令等を遵守する。
- 4 事業者は、事業契約書等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(規定の適用関係)

第4条 事業契約書、募集要項等及び企画提案書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、事業契約書、募集要項等、企画提案書の順に優先して適用される。

- 2 事業契約書又は募集要項等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、市と事業者との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業契約書等（企画提案書を除く。）と企画提案書の内容に差異がある場合には、企画提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るときに限り、企画提案書が優先して適用される。

(秘密の保持)

第5条 市及び事業者は、本契約の内容、本契約に関する協議の内容並びに本事業に関して本契約の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本契約の相手方当事者の事前の承諾を得ずして第三者(県を除く。)に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、市若しくは事業者が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合又は市若しくは事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関等に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
- 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(共通事項)

第6条 本契約に定める意思表示等は、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して市及び事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 本契約の履行に関して市及び事業者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによる。
- 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び会社法(平成17年法律第86号)の定めるところによる。
- 7 本契約の履行に関して市及び事業者間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 8 本契約で定められている法令等が改正(新たな制定を含む。)された場合には、当該改正された法令等が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

(契約の期間)

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は2038年3月31日のいずれか早い方の日に終了する。

(事業の概要)

第8条 本事業は、事業契約書等に定める次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

一 施設整備業務

ア 本施設の設計業務

イ 本施設の建設業務

ウ 本施設の工事監理業務

二 運営等業務

ア 本施設の運営業務

イ 本施設の維持管理業務

三 事業者の管理運営業務

ア プロジェクトマネジメント業務

イ 経営管理業務

2 事業者は、本施設の完成後、引渡予定日に市に本施設を引き渡す。

3 事業者は、引渡予定日の翌日から運営等業務を開始し、事業期間の終了まで行う。

(契約の保証)

第9条 事業者は、本契約締結と同時に、市に対して、本契約締結日から引渡日までの間、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付し、当該保証に係る保証金額又は保険金額は、施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額の10分の1以上に相当する額としなければならない。ただし、第三号の場合においては、保証契約の締結後速やかに、その保証書を市に寄託しなければならない。第四号の場合においては、履行保証保険契約の締結後速やかに、その保険証券を市に寄託しなければならない。

一 保証金の納付

二 保証金に代わる担保となる有価証券（盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第126号第1号乃至第3号に定める有価証券をいう。）の提供

三 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に定める金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

四 施設整備業務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 市は、事業者が第1項第二号に規定する提供をし、又は第三号に掲げる保証を付した場合には、当該提供又は保証は同項第一号に掲げる保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付した場合には、同項第一号に掲げる保証金の納付を免除する。

- 3 事業者は、第1項第三号に掲げる保証を付す代わりに、設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部をして、本契約締結日から引渡日までの間、施設整備費に相当する金額の10分の1以上を保証金額とする、施設整備業務の不履行により生じる事業者による損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証を付せしめることができる。
- 4 事業者は、第1項第四号に掲げる履行保証保険契約を締結する代わりに、設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部をして、本契約締結日から引渡日までの間、施設整備費に相当する金額の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができる。
- 5 事業者は、前2項の場合において、自己の費用負担により、当該保証契約又は当該履行保証保険契約の締結後速やかに、当該保証金請求権又は当該各保険金請求権に第7章第2節第85条第2項の違約金支払債務を被担保債務とする質権を市のために設定する。
- 6 施設整備費の金額に変更があった場合には、保証金額が施設整備費の10分の1に達するまで、市は保証金額の増額を請求することができ、事業者は保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第10条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、本施設（本施設内の什器備品その他の動産を含む。）、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

- 2 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
- 3 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、選定企業を変更してはならない。
- 4 市は、選定企業、再受任者又は下請負人が、事業者の経営若しくは本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者となった場合には、事業者に当該者との契約を解除するように求めることができる。

(事業者の責任)

第11条 事業者は、本契約において別途規定されている場合を除き、事業契約書等に従い本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施し、本事業の実施に係る一切の責任を負う。

- 2 前項において、事業者は、市の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本契約上の責任を負う。
- 3 本契約に別途規定されている場合を除き、市の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本契約

上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(事業工程表)

第12条 事業者は、本契約の締結後 14 日以内に、事業契約書等に基づき、本契約の締結日から 2038 年 3 月 31 日までの事業工程表を作成し、市に提出するとともに確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 3 事業者は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに市に当該変更後の事業工程表を提出して、確認を得る。

(成果物及び本施設の著作権)

第13条 成果物及び本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 2 市は、成果物及び本施設について、市の裁量により利用し、又は県をして利用させる権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。
- 3 事業者は、市及び県が、成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（ただし、市又は県が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。以下、本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - 一 著作権名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は市若しくは県が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。
 - 二 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
 - 三 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で市若しくは県又は市若しくは県の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 四 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - 五 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第 1 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 一 成果物及び本施設の内容を公表すること。

- 二 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- 三 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第14条 事業者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと並びに本施設及び事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、市に対して保証する。

- 2 事業者が、本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害する場合又は本施設若しくは事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、市が指示する必要な措置（県に対する補償及び賠償を含むが、これに限られない。）を行う。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りでない。

(選定企業の使用等)

第15条 事業者は、各業務を、以下の各号に定める各選定企業に委任し、又は請け負わせるものとし、各業務の全部又は一部を各選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

一 施設整備業務

- ア 本施設の設計業務： []
- イ 本施設の建設業務： []
- ウ 本施設の工事監理業務： []

二 運営等業務

- ア 本施設の運営業務： []
- イ 本施設の維持管理業務： []

三 事業者の管理運営業務

- ア プロジェクトマネジメント業務： []
- イ 経営管理業務： []

- 2 事業者は、事業契約書等において定める業務（各業務を除く。）の全部又は一部を各選定企業に委任し、又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、選定企業に委任又は請け負わせる契約において、選定企業をして、本契約に基づいて事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。
- 4 事業者は、第1項及び第2項の定めるところにより各業務又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）を選定企業に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、市に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書

案を提示し、市の承諾を得なければならない。また、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 5 事業者は、前項に定めるところにより市の承諾を受けた選定企業の使用に関する一切の責任を負い、選定企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 事業者は、前項に定める場合のほか、選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担及び賠償しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第16条 事業者は、設計企業又は工事監理企業をして、設計業務又は工事監理業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。

- 2 事業者は、建設企業が事業者から受任し、又は請け負った建設業法（昭和24年法律第100号）の適用対象となる本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第22条第3項に規定する承諾を行ってはならない。
- 3 事業者は、運営企業をして、運営業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。
- 4 事業者は、維持管理企業をして、維持管理業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。

(各業務における第三者の使用等)

第17条 事業者は、各選定企業をして、各業務のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の7日前までに、市に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容を提示しなければならない。また、当該契約の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 市は、前項に定める業務の委任又は請負に係る契約の内容が事業契約書等に適合しないと認める場合には、事業者に対し、各選定企業をして、当該契約の変更その他の方法による是正をさせるよう求めることができる。
- 3 事業者は、各業務の実施又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(監視職員)

第18条 市は、監視職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。また、監視職員を変更したときも変更した日から14日以内に、その氏名を事業者に通知する。

- 2 監視職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 本事業の適正かつ確実な実施についての事業者又は事業者の事業統括責任者に対する意思表示等
 - 二 事業者により提供される本事業の実施に係る要求水準の達成状況の監視
 - 三 本契約の義務の履行に係る本事業の実施状況の監視
 - 四 事業者の財務状況及び選定企業との契約内容の監視
 - 五 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 市は、2人以上の監視職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監視職員の有する権限の内容を事業者に通知する。また、前項各号に定める事項以外の本契約に基づく市の権限の一部を監視職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を事業者に通知する。
- 4 市が監視職員を置いた場合には、本契約に定める市に対する意思表示等は、監視職員を経由して行う。この場合において、監視職員に書面が到達した日をもって市に到達したものとみなす。
- 5 市が監視職員を置かない場合には、本契約に定める監視職員の権限は、市に帰属する。
- 6 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、市に対して、その理由を明示した書面により、監視職員の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 7 市は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

- 第19条** 事業者は、本契約の締結後速やかに、事業契約書等及びモニタリング基本計画に従ってモニタリング実施計画の案を作成し、市に提出する。市は、事業者と協議の上、モニタリング実施計画を確定する。
- 2 事業者は、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画の定めるところにより自らの業績等を確認し、市に報告する。
 - 3 市は、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画の定めるところにより、前項の事業者の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、本事業に関する業績等の監視を行う。
 - 4 事業者は、本契約に定めがある場合又は市の請求があるときは、事業者及び選定企業が実施する業務の実施状況又は本契約の履行状況について、市に説明及び報告しなければならない。
 - 5 市は、随時に、事業者及び選定企業が実施する本事業の実施状況又は本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。

6 市は、前四項の結果、本事業に関して業務不履行があった場合は、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画の定めるところにより改善要求措置をとる。

(事業者に対する支払)

第20条 市は、別紙4の定めるところにより事業費を事業者に支払う。

2 市は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

第21条 市又は事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

(費用負担等)

第22条 事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、事業費及び本契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が負担する。

2 事業者による本事業の実施その他本契約上の義務の履行に必要な事業者の資金の調達は、本契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が自らの責任と費用で行う。

3 市は、本契約において別途規定されている場合を除き、事業者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

(租税公課の負担)

第23条 本契約及び本事業に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて事業者が負担する。

(許認可の取得等)

第24条 事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、市は必要な措置を講じ、当該措置について事業者に協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、事業者はこれに応じる。

2 事業者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。

- 3 市は、前二項に定める事業者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、事業者から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、本事業の終了時に市に提出する。
- 5 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを市に提出する。

(保険の付保等)

第25条 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙3に定める保険に加入しなければならない。

- 2 事業者は、前項にかかわらず、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入することができる。
- 3 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

(関連業務等の調整)

第26条 事業者は、市又は県が本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本施設に関する業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

- 2 事業者は、運営・維持管理期間中において、市又は県の実施する業務等が、事業契約書等に定める運営等業務の実施に関連する場合には、当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う。
- 3 事業者は、前各項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。

(事業費の改定)

第27条 事業者は、市と事業者が必要と定める時期までに、別紙4の定めるところにより、金利変動、物価変動に応じた事業費の改定を行うために事業費を再計算し、市に事業費の内訳書の再計算結果を提出し、市の確認を受ける。

- 2 市は、前項の再計算結果に基づいて事業費を変更し、事業者との間で本契約の契約代金額の変更を行う。

(物価等の変動に基づく本件工事費の改定)

第28条 市又は事業者は、本契約の締結日から引渡日の前日までの間において次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、施設整備費のうち本件工事費の変更を相手方に請求して協議することができる。

- 一 施設整備期間内で本契約の締結日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本件工事費が不適当になったと認めた場合
 - 二 特別な要因により、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、本件工事費が不適当となった場合
 - 三 予期することができない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本件工事費が著しく不適当となった場合
- 2 市と事業者は、前項第一号による請求があったときは、変動前残工事代金額（本件工事費から前項第一号による請求時の出来形部分に相応する金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、本件工事費の変更に応じなければならない。
- 3 市と事業者は、第1項第一号における変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を、第1項第一号による請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき、協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、市が変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額これらを定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 第1項第一号による請求は、本条の規定により本件工事費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同号中「本契約の締結日」とあるのは「直前の本条に基づく本件工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 市と事業者は、~~第一~~項第二号及び第三号における本件工事費の変更額及び変更時期を協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、市が変更額及び変更時期を定め（変更しない場合を含む。）、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(要求水準の変更)

第29条 市は、要求水準の変更が必要であると認めるときには、要求水準の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、事業者は、市から当該書面を受領した日から14日以内に、市に対して、当該変更に伴う措置、本施設の引渡し遅延の有無、事業費の変動の有無を検討し、市に通知するとともに市と協議を行う。

- 2 市又は事業者は、技術革新等により事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して事業費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。

- 3 前二項における市と事業者との間における協議が調わない場合は、市が合理的な変更内容を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(要求水準の変更による措置)

第30条 事業者は、前条第1項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、本施設の引渡しの遅延、事業費の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、市に通知するとともに市と協議しなければならない。

- 2 市の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合は、市が当該変更による合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。また、当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、市が事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。
- 3 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第33条第4項又は第34条第3項がそれぞれ適用される。また、当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、市が事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。
- 4 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合で、当該変更により事業者の費用が減少するときには、第33条第5項又は第34条第4項がそれぞれ適用される。
- 5 要求水準の変更がなされる場合で、設計図書の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、設計図書を変更する。
- 6 要求水準の変更がなされる場合で、運営等業務の業務計画書等の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、業務計画書等を変更する。

(臨機の措置)

第31条 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を市に直ちに報告しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他本事業に関連して特に必要があると認められるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でないと思われる部分については、市が負担する。

(第三者に生じた損害)

第32条 事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに市に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して市が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、事業者は、当該金銭に相当する金額を市に対して補償する。
- 3 事業者が本事業に関して市の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、市は、事業者が当該賠償義務を負ったことにより事業者が生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令変更による措置)

第33条 市及び事業者は、法令等の変更等により、本契約若しくは要求水準の変更が必要になる場合又は本事業の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、市及び事業者は、本契約若しくは要求水準の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、事業者は、法令等の変更等又はこれに伴う本契約若しくは要求水準の変更による本事業の実施に関する費用の増減について、市に申し出なければならない。
- 3 当該法令等の変更等の公布日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については第 4 項による。
- 4 本契約の締結後において、法令等の変更等により、本事業の実施に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず市が当該費用を負担する。
 - 一 本事業又は市が所有する施設の整備、運営又は維持管理に、特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合には、市が当該増加費用を負担する。
 - 二 前号に該当せず、施設の整備、運営又は維持管理に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、市が当該増加費用を負担する。
 - 三 前二号に該当しない法令等の変更等の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、市及び事業者は当該増加費用の負担について協議する。
- 5 市は、法令等の変更等により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる。

- 6 市は、法令等の変更等により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡予定日を変更する。
- 7 第1項から第6項までの規定は、法令等の変更等により事業者が本事業を継続することが不能となったと市が判断する場合又は市が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、市が~~第6章第1節第84条第84条~~に基づき、~~第6章第2節第87条第87条~~又は~~第6章第3節第90条第90条~~に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

第34条 市及び事業者は、不可抗力により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

- 2 事業者は、不可抗力により本事業に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、当該不可抗力の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について市と協議することができる。
- 3 市及び事業者は、前項の協議の結果を踏まえ、本契約の締結後において、不可抗力により本事業の実施に関して事業者に発生した合理的な増加費用を別紙5に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。
- 4 市は、不可抗力により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる。
- 5 市は、不可抗力により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡予定日を変更する。
- 6 第1項から第5項までの規定は、不可抗力により事業者が本事業を継続することが不能となったと市が判断する場合又は市が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、市が~~第6章第1節第84条~~に基づき、~~第6章第2節第87条~~又は~~第6章第3節第90条~~に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中断による措置)

第35条 市は、合理的に必要ながあると認めた場合には、その理由を事業者に通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項により、本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、事業者と協議の上、引渡予定日を変更する。ただし、前項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由によるときは引渡予定日を変更しない。
- 3 第1項に定める一時中止が市の責めに帰すべき事由による場合に、事業者に発生する合理的な増加費用については、市がこれを負担する。

- 4 第1項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合に、事業者が発生する増加費用については、事業者がこれをすべて負担する。
- 5 第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力によるときには、当該一時中止に関して事業者が発生する合理的な増加費用に関しては第33条第4項又は第34条第3項がそれぞれ適用される。

(関係者協議会の設置)

第36条 市及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する調整を行うことを目的とし、市及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

第3章 施設整備に関する事項

第1節 共通事項

(工程表の作成)

第37条 事業者は、設計業務に着手する前に詳細工程表を含む設計計画書を、工事に着手する前に工事全体工程表を、それぞれ作成し、市に提出するとともに確認を受ける。

(事業費内訳書等)

第38条 事業者は、本事業における施設整備費、運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の適正な管理を行うための基準となる施設整備費、運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の内訳書を作成し、●年●月●日までに、その内容の確定を行う。

(要求水準の確認)

第39条 事業者は、設計業務に着手する前に、設計業務に係る要求水準確認計画書を市に提出するとともに確認を受ける。

2 事業者は、設計業務の完了にあたり、設計業務に係る要求水準確認報告書を、市に提出するとともに確認を受ける。

3 事業者は、本件工事に着手する前に、本件工事に係る要求水準確認計画書を、市に提出するとともに確認を受ける。

4 事業者は、本件工事の完了にあたり、本件工事に係る要求水準確認報告書を、市に提出するとともに確認を受ける。

(事業用地の確保等)

第40条 事業者は、事業期間中、本事業の遂行に必要な範囲で、事業用地を無償にて使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が都市公園法第5条第1項の規定に基づく許可を取得したときは、事業者は市に盛岡市都市公園条例(昭和52年条例第10号)に基づく使用料を支払うものとする。

- 3 事業者は、善良な管理者の注意義務をもって事業用地を使用する。
- 4 事業者は、施設整備業務の実施にあたり、事業用地以外に仮設及び資機材置場等が必要な場合には、自らの責任と費用負担においてこれを確保しなければならない。
- 5 事業者が事業用地の維持保全につき費用（通常必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は事業用地の改良のための費用（土地の瑕疵に係る費用を除く。）若しくはその他の有益費を支出しても、市は当該費用を事業者に対して負担しない。

(関係資料等の貸与)

第41条 市は、事業者が求め市が必要と認めた場合には、事業者が実施する調査について、関係資料を事業者に貸与する。

- 2 貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。
- 3 事業者は、関係資料を善良な管理者の注意をもって管理し、当該関係資料の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。
- 4 関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、市は責任を負わない。

(近隣対策)

第42条 事業者は、自らの責任と費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動及びその他本事業又は建設業務の実施が事業用地の近隣住民の生活環境等に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

- 2 前項に規定された近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 市は、募集要項等において事業者に提示した条件について、市の提示条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担し、当該費用の金額及び支払方法については市が事業者との協議により定める。
- 4 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。

(引渡し等の遅延又は変更に伴う措置)

第43条 市の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合には、市は、引渡予定日から引渡日までの期間（両日を含む。以下本条において同じ。）において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、市は第2章第21条に定める遅延利息を負担しない。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合には、事業者は、当該遅延による増加費用を負担するとともに、引渡予定日から引渡日

までの期間について、施設費相当額に対して~~第2章~~第21条に定める遅延利息の率を乗じ、年365日の日割り計算により得られる遅延利息を市に対して支払う。

- 3 法令等の変更等又は不可抗力事由により、本施設の引渡し引渡予定日より遅延し、事業者が発生した合理的な増加費用に関しては、~~第2章~~第33条第4項又は~~第2章~~第34条第3項がそれぞれ適用される。
- 4 本施設の引渡し引渡予定日より遅延する場合には、市は、本施設の引渡しに先立ち、本施設の全部又は一部で使用可能な部分を、本事業の目的に照らして合理的に必要な範囲において使用し、又は県に使用させることができる。この場合において市及び事業者が合意したときには、事業者は、市又は県が使用する本施設の全部又は一部につき、合理的に必要な範囲において、運営等業務を実施し、市は当該実施に係る運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用を支払う。

(調査)

第44条 事業者は、必要に応じて、自ら又は施設整備業務に係る選定企業をして、事業用地における測量、地盤調査その他施設整備業務の実施に係る調査を実施することができる。

- 2 事業者は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
- 3 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）には、その対策費を負担する。
- 4 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、事業用地に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 5 前項の場合において、本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、市は、事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。また、市は、前項の場合において生じる、合理的な範囲内の増加費用を負担する。

(調査における第三者の使用等)

第45条 事業者は、自ら又は選定企業をして調査の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の7日前までに、市に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を通知するとともに、当該契約の内容を提示し、市の確認を得なければならない。また、当該契約の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 事業者は、調査の実施に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(調査の管理)

第46条 事業者は、調査に着手する場合には、当該調査に着手する前に調査計画書を作成し、市に提出するとともに確認を受ける。

- 2 事業者は、調査の実施期間にわたり、前項に定める調査計画書に基づいて調査の遂行を管理しなければならない。
- 3 事業者は、調査を終了したときは、調査報告書を作成し、市に提出するとともに確認を受ける。

第2節 設計業務

(設計業務の実施及び管理)

第47条 事業者は、設計業務の実施期間にわたり設計計画書及び設計に係る要求水準確認計画書に基づいて設計業務を管理するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

(設計図書の作成及び提出)

第48条 事業者は、基本設計の完了前に、本施設の平面計画について市と協議しなければならない。この場合の協議に要する日数は40日以内とする。

- 2 事業者は、前項の平面計画についての協議の終了後、本施設の基本設計を完了したと判断した場合には、基本設計図書及び要求水準確認報告書を市に提出し、基本設計図書の設計内容が、要求水準及び企画提案書に適合することの確認を受けなければならない。
- 3 市は、前項の基本設計図書及び要求水準確認報告書を受領した場合には、基本設計図書の内容が、要求水準書及び企画提案書に適合するか否かを確認し、その結果を当該図書等を受領した日を含めて14日以内に事業者に書面で通知しなければならない。
- 4 市は、前項の確認の結果、基本設計図書の内容が要求水準及び企画提案書に適合しないと認める場合には、事業者には是正を求めることができる。この場合、事業者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。
- 5 事業者は、工事着手前及び建築物等の部分の工事を施工する前に、建築物等の部分の実施設計の内容について市に対して事前に説明を行い、確認を受ける。市は、当該内容の説明が、要求水準及び企画提案書に適合しないと認める場合には、速やかに通知することにより事業者には是正を求めることができる。
- 6 事業者は、設計業務の完了後、要求水準書に定める設計業務の成果物を市に提出する。

(建築確認申請に関する説明及び報告)

第49条 事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に定める建築物の建築等に関する申請を行う前に、市に対して建築確認申請書の写しを添えて書面による事前説明を行う。また、事業者は、建築基準法第6条第1項に定める確認を受けた後7日以内に、市に対して建築確認済証の写しを添えて書面による事後報告を行う。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

第50条 事業者は、建設企業との間で締結する建設請負契約において、建設企業が建設する本施設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す。

2 事業者は、本件工事に着手する前に、建設業務の責任者である現場代理人を決定し、市に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該現場代理人については、引渡日までの間、病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

3 事業者は、事業統括責任者をして建設業務に係る事業者の権限の行使を現場代理人に委任させる。

4 事業者は、本件工事に着手する前に、資格確認資料に記載した建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を決定するとともに設置させ、市に提出するとともに確認を受ける。なお、当該監理技術者又は各主任技術者については、引渡日までの間（各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

5 事業者は、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理、警備等を、善良な管理者の注意をもって行う。

6 事業者は、本件工事に着手しようとするときは、あらかじめ市に工事着手届を提出し、確認を受けなければならない。

(建設業務における体制の確認)

第51条 事業者は、建設業法第24条の7の規定に基づき、建設業務に係る施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出し、その内容を変更するときは、事前に市に通知するとともに、速やかに修正後の施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出する。

2 市は、必要と認めた場合には、監理技術者又は主任技術者の配置の状況、その他本事業の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができる。

3 市は、建設企業が第2章第17条の定めに基づいて使用する再受任者又は下請負人について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。

(実施工程表)

第52条 事業者は、本件工事の着手前に、実施工程表を作成し、市に提出する。

- 2 事業者は、本件工事に着工した日から引渡日までの間、実施工程表の区分ごとに月間工程表を作成し、当該月間工程の前月末日までに市に提出する。
- 3 事業者は、本件工事に着工した日から引渡日までの間、要求水準書に定める進捗状況報告書を毎月作成し、当該月末日に市に提出する。
- 4 事業者は、第 1 項の実施工程表に記載された出来高予定と、前項の進捗状況報告書に示された出来高との変動が 5 % を超える状況が生じた場合には、その理由を明確にして市に報告する。

(建設業務の管理)

第53条 事業者は、本件工事に着手する前に、総合施工計画書を市に提出し確認を受ける。

- 2 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、本件工事に係る要求水準確認計画書及び前項に定める施工計画に基づいて建設業務を管理し、実施設計図書に従い工事が施工されることを確認するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

(建設業務に関する書類の作成及び提出)

第54条 事業者は、建設業務の完了後、要求水準書に定める建設業務の成果物を市に提出する。

(中間確認)

第55条 市は、~~第2章~~第 19 条第 3 項に定める業績等の監視において、事業者と協議により時期を定め、主要な工程に係る工事の終了時に、書面によるほか実地における中間確認を実施することができる。市は、中間確認を実施する場合には、実施する日の 14 日前までに事業者に対して実施する旨を通知する。

- 2 市は、中間確認を実施することとしているにもかかわらず、中間確認を受けることなく次の工程の施工がされた場合又は工事の施工部分が要求水準若しくは設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知し、当該施工部分を最小限度破壊して、確認することができる。
- 3 市は、中間確認の結果、工事の施工部分が要求水準又は設計図書に適合しないと認められる場合には、事業者に対して是正を求めることができる。
- 4 市は、中間確認の内容及び結果の如何にかかわらず、中間確認を実施した事実を以て本施設の建設の全部若しくは一部についての責任を負わない。

- 5 事業者は、第2項の確認及び復旧に直接要する費用又は第3項の是正に要する費用を負担しなければならない。

第4節 工事監理業務

(工事監理業務の実施及び管理)

第56条 事業者は、本件工事に着手する前に、工事監理業務の責任者である工事監理者を決定し、市に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該工事監理者については、引渡日までの間、病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

- 2 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、工事監理報告書を市に毎月提出するとともに確認を受ける。

第5節 本施設の完成及び引渡し

(完成等に係る許認可等の取得)

第57条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件工事の完成に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。

- 2 事業者は、建築基準法第7条第4項に規定する検査を受け、同条第5項に規定する検査済証の交付を受けた場合には、その原本の写しを直ちに市に提出する。

(事業者による完成検査)

第58条 事業者は、本施設及び施設整備業務に係る成果物について、事業者が合理的に必要又は適切と判断する完成検査を行う。この場合、事業者は、当該完成検査に先立つ7日前までに、当該完成検査の日程を市に対して通知する。

- 2 市は、前項の完成検査に立ち会うことができ、この場合、事業者は、市による当該立会いを拒否できない。
- 3 事業者は、第1項の完成検査において、要求水準確認計画書により本施設及び施設整備業務に係る成果物が要求水準書及び企画提案書に従い要求水準を達成していることの当否について検査し、要求水準確認報告書を添えて完成届を市に提出する。

(市による完成確認)

第59条 市は、前条第3項に規定された完成届を受領した日から14日以内に、施設整備業務が完了し、要求水準書及び企画提案書のとおり本施設及び施設整備業務に係る成果物が完成していることを事業者の立会の上、確認し、当該確認結果を事業者に通知する。

- 2 市は、前項の場合において、建設業務及び工事監理業務の実施に疑義があると認められる場合には、その理由を事業者に通知して本施設を最小限度破壊して確認することができる。なお、市は、当該確認の実施を理由とする本施設の建設の全部若しくは一部についての責任を負担しない。

- 3 市は、第1項の確認の結果、本施設又は施設整備業務に係る成果物について要求水準書及び企画提案書を満たさないと判断した場合には、事業者に対してその是正を求めることができる。
- 4 事業者は、前項の請求を受けた場合には、自らの責任で速やかに是正を行い、第1項の確認を受けなければならない。
- 5 事業者は、第1項の確認、第2項の確認及び復旧に直接要する費用又は前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

(市による完成確認通知書の交付)

第60条 市は、前条に定める確認の結果、本施設及び施設整備業務に係る成果物が要求水準書及び企画提案書のとおり完成していることを確認した場合には、当該確認の日から7日以内に、本施設及び施設整備業務に係る成果物についての完成確認通知書を事業者に対して交付する。

- 2 市は、前条に定める確認の結果、本施設及び施設整備業務に係る成果物が要求水準書及び企画提案書のとおり完成していることを確認できない場合には、前条第3項の請求に対して事業者が是正の対応を行ったことをもって、確認を完了とすることができ、前項の定めに従う。なお、本条に規定する確認の完了は本件工事に関する事業者の責任を免除するものではない。

(引渡し)

第61条 事業者は、前条に定める完成確認通知書を受領した後、引渡日に本施設及び施設整備業務に係る成果物の引渡書を市に対して提出するとともに、市及び県による部分使用がない限りにおいて本施設を未使用の状態であらうこれらの成果物とともに市に引き渡す。

- 2 市は、前項の規定に従って、事業者から本施設及び施設整備業務に係る成果物の引渡しを受けた場合には、本施設及び施設整備業務に係る成果物に関する引渡受領書を事業者に対して交付する。
- 3 市及び県は、第1項に規定された引渡しにより、本施設の所有権を取得する。
- 4 事業者は、市及び県が本施設の所有権の登記を行う場合には、これに協力する。
- 5 事業者は、第3項により本施設の所有権が市に移転した後、速やかに業務完了届を市に対して提出し確認を受ける。

(部分使用)

第62条 市は、本施設の引渡し前においても、事業者の承諾を得て本施設の全部又は一部を使用し、又は県に使用させることができる。

- 2 市は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用し、又は県に使用させなければならない。

- 3 市は、第1項により本施設の全部又は一部を市又は県が使用したことによって事業者
に合理的な追加費用が生じた場合には、これを負担する。

(瑕疵担保)

第63条 市は、本施設又は施設整備業務に係る成果物に瑕疵がある場合には、事業者に対して相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又はその修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定された瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡日から2年以内に、これを行う。ただし、その瑕疵が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 3 市は、本施設又は施設整備業務に係る成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知った場合には、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に対して通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がその瑕疵があることを知っていた場合には、この限りではない。

- 4 市は、本施設が第1項に規定された瑕疵により滅失又は毀損した場合には、第2項に定める期間内で、かつその滅失又は毀損の日から180日以内に第1項に規定された権利を行使しなければならない。

- 5 事業者は、第1項に定める瑕疵の修補を完了したときは、市による確認を受けなければならない。

第4章 運営・維持管理に関する事項

第1節 共通事項

(指定管理者による運営・維持管理)

第64条 事業者は、指定管理者として、本条例その他法令等及び業務計画書等に従い、事業契約書等に定める運営等業務を実施する。

- 2 市は、供用開始予定日の3ヶ月前までに、要求水準書及び事業者提案に基づき本施設の利用料金(以下「利用料金」という。)その他本施設の運営に必要な事項を本条例で規定する。

- 3 事業者は、本施設の管理運営に係る規程等を制定するときは、あらかじめ、市と協議しなければならない。

- 4 事業者は、本施設の使用を許可するにあたっては、市民の平等な使用を確保するとともに、本施設の効用が最大限に発揮できるように努めなければならない。

- 5 事業者又は運営企業若しくは維持管理企業は、運営業務又は維持管理業務を行うにあたって必要な有資格者等、適正な職員を配置する。

(図面等の貸与)

第65条 市は、運営・維持管理期間中、貸与図面等を事業者に貸与する。

- 2 貸与図面等の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。
- 3 事業者は、運営等業務の実施により必要となる貸与図面等の更新を図るものとし、事業者は、貸与図面等の更新を図った場合には、当該更新内容について市の確認を受ける。

(運営等業務における第三者の使用等に係る措置)

第66条 市は、運営企業又は維持管理企業が**第2章第17条**に基づいて使用する再受任者又は下請負人について、運営業務又は維持管理業務の実施につき不適当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

(使用人等に関する事業者の責任)

第67条 事業者は、運営企業又は維持管理企業が運営業務又は維持管理業務の実施につき用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。

- 2 事業者は、運営企業又は維持管理企業が、運営業務又は維持管理業務の実施につき、法令上、資格の定めのある業務に従事させる使用人等については、その氏名及び資格を市に通知するとともに確認を受ける。なお、当該使用人等を変更したときも同様とする。
- 3 事業者は、市の請求があるときは、前項に定めのある使用人等以外の使用人等の氏名を市に通知しなければならない。
- 4 市は、運営企業又は維持管理企業が用いた使用人等が運営業務又は維持管理業務を行うにあたり不適当と認められる場合には、その理由を明記して事業者に対して交代を請求することができる。この場合、事業者は、請求を受けた日から60日以内に適切に対処しなければならない。

(本施設の損傷)

第68条 事業者は、運営・維持管理期間中、本施設が損傷した場合には、直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の通知を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損傷の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。
- 3 市及び事業者は、前項の損傷の状況が確認された場合には、当該損傷の復旧について協議する。なお、当該復旧に要する費用(~~第2章第27条第25条~~による保険でてん補された費用を除く。)については、次の各号に掲げるところに従い負担する。ただし、市が負担する復旧の費用については、市が事業者との協議により、その金額及び支払方法を定める。
 - 一 事業者の帰責事由により損傷した場合には、事業者が復旧の費用を負担する。

- 二 市の帰責事由により損傷した場合には、市が復旧の費用を負担する。
- 三 不可抗力により損傷した場合には、~~第2章第36条第3項~~第34条第3項による。
- 四 前各号に該当しない場合には、市が復旧の費用を負担する。
- 五 前各号の複数に該当する場合には、市が事業者との協議の上、該当する事由に応じて費用の分担を定める。

(市による検査)

第69条 事業者は、供用開始日以降の各事業年度における支払対象期間の運営等業務が完了したときは、当該支払対象期間の業務完了届を市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項による業務完了届を受領したときは、速やかに検査を実施する。
- 3 市は、前項による検査の結果、第1項に規定された業務完了届の対象となった運営等業務が、要求水準書及び企画提案書、業務実施計画書等並びに業務実施報告書等及び改善要求措置の内容に照らして、要求水準の達成状況に適合していることを確認したときは、業務完了通知書を事業者に交付しなければならない。

第2節 運営業務に関する事項

(業務計画書等)

第70条 事業者は、供用開始予定日の6ヶ月前までに、要求水準書に従い、運営業務の実施に必要となる管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を定めた業務計画書等を市に提出し、市の承諾を受けなければならない。

- 2 事業者は、供用開始予定日の30日前までに、要求水準書及び企画提案書並びに前項の業務計画書等のとおり運営業務を実施するために必要となる人員、器具及び設備等を準備して、市の承諾を受けなければならない。
- 3 市は、第1項又は前項において、要求水準書又は企画提案書を満たしていないと認められる場合は、事業者に対して是正を求めることができる。

(業務報告書等の作成及び提出)

第71条 事業者は、要求水準書及び業務計画書等に従って、運営・維持管理期間にわたり、運営業務に係る業務報告書等を作成し、要求水準書に定められる期限又は市が事業者との協議の上定めた時期までに市に対して提出しなければならない。

(利用料金等)

第72条 事業者は、指定管理者として本施設の利用者から所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、市はその責任を負担しない。

- 2 事業者は、市の定める日までに、該当する本条例の規定により、市の承諾を得て、利用料金の額を定めなければならない。

- 3 事業者は、前項の利用料金を変更しようとする場合には、変更後の利用料金案を市に提出し、市の承諾を得なければならない。
- 4 事業者は、本条例の規定に基づく利用料金の減免については、市の定めた基準に基づいて行わなければならない。
- 5 市は、毎事業年度の利用料金の決算額が年度ごとに市及び事業者の合意により定める基準を民間事業者の努力によると認められる範囲を超えて著しく超過した場合には、超過した額の一部を本施設の利用者に対するサービスの向上のための取組に充てるよう、事業者に申し入れることができる。毎事業年度の利用料金の決算見込額がかかる基準を超過すると市が認める場合も同様とする。
- 6 市は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。

第3節 維持管理業務に関する事項

(業務計画書等)

- 第73条** 事業者は、供用開始予定日の6ヶ月前までに、要求水準書に従い、維持管理業務の実施に必要となる管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の事項を定めた業務計画書等を市に提出し、市の承諾を受けなければならない。
- 2 事業者は、供用開始予定日の30日前までに、要求水準書及び企画提案書並びに前項の業務計画書等のおり維持管理業務を実施するために必要となる人員、器具及び設備等を準備して、市の承諾を受けなければならない。
 - 3 市は、第1項又は前項において、要求水準書又は企画提案書を満たしていないと認められる場合は、事業者に対して是正を求めることができる。

(業務報告書等の作成及び提出)

- 第74条** 事業者は、要求水準書及び業務計画書等に従って、運営・維持管理期間にわたり、維持管理業務に係る業務報告書等を作成し、要求水準書に定められる期限又は市が事業者との協議の上定めた時期までに市に対して提出しなければならない。

第5章 事業者の管理運営に関する業務

第1節 プロジェクトマネジメント業務

(事業統括責任者の設置)

- 第75条** 事業者は、本事業の業務全体を統括する事業統括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに市に通知しなければならない。また、事業統括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 事業統括責任者は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく事業者の一切の権限を行使することができる。

- 一 契約金額の変更
 - 二 契約金額の請求及び受領
 - 三 第 76 条第 1 項の請求の受理
 - 四 第 76 条第 2 項の決定及び通知
 - 五 契約の解除
- 3 事業者は、本契約に定める事業者による意思表示等及び意思表示等の受領を、事業統括責任者を經由して行う。市の事業者に対する意思表示等は、事業統括責任者に書面が到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。

(事業統括責任者の変更)

第76条 市は、事業統括責任者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、事業者に対して、その理由を明示した書面により、事業統括責任者の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 事業者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から 7 日以内に市に通知しなければならない。

(プロジェクトマネジメント業務の実施)

第77条 事業者は、要求水準書に従い、プロジェクトマネジメント業務を実施する。

第 2 節 経営管理業務

(経営管理業務の実施)

第78条 事業者は、要求水準書に従い、経営管理業務を実施する。

第 6 章 事業費の支払に関する事項

(施設整備費の支払)

第79条 市は、第 48 条、第 55 条及び第 59 条により本施設及び施設整備業務に係る所定の成果物が完成していることを確認したときは、別紙 4 により事業者から市に対する適法な請求書を受領した日から 30 日以内に当該支払対象期間の施設整備費を事業者に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

(運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の支払)

第80条 市は、運営等業務に関して ~~第 4 章第 2 節~~ 第 69 条第 2 項の検査に合格したときは、別紙 4 により事業者から市に対する適法な請求書を受領した日から 30 日以内に当該支払対象期間の運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用を事業者に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

- 2 市は、本施設の引渡し以降、事業者の帰責事由により運営等業務が開始されない場合には、本施設の引渡しから実際に運営等業務が開始された日の前日までの期間（両日を含む。）に相当する運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用を支払わない。
- 3 市は、本施設の引渡し以降、市の帰責事由により事業者が運営等業務の全部又は一部を開始できない場合には、当該運営等業務の全部又は一部に相当する運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用を支払わない。ただし、本項の場合において当該運営等業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額については市が負担し、市は事業者と協議の上、当該金額とその支払方法について定める。
- 4 市は、法令等の変更等又は不可抗力により、運営等業務の全部又は一部が履行不能な場合には、運営等業務の全部又は一部の履行不能状態が存続している業務範囲及び期間に相当する運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用を支払わない。ただし、本項の場合において当該運営等業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額及び合理的な増加費用の負担については、~~第2章~~第33条第4項又は~~第2章~~第34条第3項がそれぞれ適用される。
- 5 市は、事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行があった場合は、モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画に従い、運営・維持管理費又は事業者の運営に要する費用の減額及び違約金の請求を行うことができる。
- 6 市は、第2項又は第5項の場合において、減額等とは別に、業務不履行に伴い市に発生した損害の賠償を事業者に請求することができる。

第7章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

（市の解除権）

第81条 市は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- 三 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- 四 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。

- 六 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- 七 本契約に関し、選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 八 本契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が選定企業又は選定企業が構成事業者である事業者団体（本号及び次号において「選定企業等」という。）に対して行われたときは、選定企業等に対する命令で確定したものをいい、選定企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下「排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 納付命令又は排除措置命令により選定企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が選定企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）中に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 十 本契約に関し、選定企業の役員又は使用人等について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 十一 基本協定書第4条第3項の規定に従って本事業の落札者が市に対して差し入れた、基本協定書別紙2の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員がいずれかの表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき
- 十二 事業者が、正当な理由がなく、本契約に定める事業者の義務を履行せず、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 十三 事業者が、第83条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十四 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。

十五 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本契約に違反し、又は本契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。

2 市は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、市が被った損害を賠償しなければならない。

一 市は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において市が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

二 市は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

（市の任意による解除）

第82条 市は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180日以上前に事業者にもその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第83条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

一 ~~第2章~~第35条により本件工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

二 市が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。

三 市が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第84条 市は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。

二 事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を要するとき。

2 市は、前項の場合において、事業者と協議の上、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。

一 市は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において市が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

- 二 市は、事業者をして、本事業に係る事業者の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第2節 本施設の引渡し前における契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第85条 市は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、~~第1節~~第81条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 市は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 市は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
 - 三 市は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 四 市は、第三号の支払金銭については、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、市は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議の上、定める。
 - ア 市が定めた期日（ただし、2038年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、本件工事費の合計額の10分の1に相当する額を違約金として、市から契約解除の通知を受けてから直ちに市へ支払わなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、~~第2章~~第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 4 市は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

（市の任意による又は市の帰責事由による契約解除の効力）

第86条 事業者が、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、~~第1節~~第83条により本契約を解除する場合には、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 市は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に~~第1節~~第82条又は~~第1節~~第83条により市又は事業者が本契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。
 - 一 市は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

- 二 市は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
- 三 市は、第二号の支払金銭については、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、市は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議の上、定める。
 - ア 市が定めた期日（ただし、2038年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 3 市は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、市は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

第87条 市は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの間に、~~第1節~~第84条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 市は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 市は、建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。
 - 三 市は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 四 市は、第三号の支払金銭については、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、市は事業者が発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議の上、定める。
 - ア 市が定めた期日（ただし、2038年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、~~第2章~~第33条第4項又は~~第2章~~第34条第3項がそれぞれ適用されるものとし、市は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第3節 本施設の引渡し後における契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第88条 市は、本施設の引渡し以降において、~~第1節~~第81条第1項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 市は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 市は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 三 市は、契約解除通知日における履行済みの運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 四 市は、第二号による金銭の支払については、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、市は事業者に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議の上、定める。
 - ア 市が定めた期日（ただし、2038年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合において、本契約解除日の属する事業年度に係る時点から当初の事業期間終了時点までに収受予定であった運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の残額の10分の1に相当する額を違約金として、市から契約解除の通知を受けてから直ちに市へ支払わなければならない。
 - 3 市は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

（市の任意による又は帰責事由による契約解除の効力）

第89条 事業者は、本施設の引渡し以降において、~~第1節~~第83条により本契約を解除する場合には、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 市は、本施設の引渡し以降において~~第1節~~第82条又は~~第1節~~第83条により市又は事業者が本契約を解除した場合次の各号に掲げる措置をとる。
 - 一 市は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額及びこれに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。
 - 二 市は、契約解除通知日における履行済みの運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 三 市は、第一号による金銭の支払については、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合、市は事業者に発生する合理的な金融費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議の上、定める。

ア 市が定めた期日（ただし、2038年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 3 市は、前項に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、市は、事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第90条 市は、本施設の引渡し以降において、~~第1節~~第84条第1項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 市は、事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 市は、本施設の所有権をすべて保持した上で、契約解除通知日における施設費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。

三 市は、契約解除通知日における履行済みの運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 市は、第二号による金銭の支払については、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、市は事業者が発生する合理的な**増加金融**費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、市が事業者と協議の上、定める。

ア 市が定めた期日（ただし、2038年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、~~第2章~~第33条第4項又は~~第2章~~第34条第3項がそれぞれ適用されるものとし、市は、事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第4節 本契約の終了

(期間満了による終了)

第91条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、2038年3月31日をもって終了する。

- 2 市は、前項に定める終了日の1年前に、本施設が要求水準書及び企画提案書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

(契約終了時の事務)

第92条 市は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から10日以内に、事業用地又は本施設の現況を確認することができる。この場合において、事業用地又は本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、市は事業者に対してその修補を請求することができる。

2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を市に通知しなければならない。この場合において、市は、当該通知を受領した日から10日以内に修補の完了の検査を行う。

3 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、事業用地又は本施設に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、市の確認を受けなければならない。

4 市は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、市が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、市の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 事業者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、市又は市の指示する者に、本契約の終了に係る運営等業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。

6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、~~第1節~~第82条又は~~第1節~~第83条に係る本契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

7 事業者は、本契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(保全義務)

第93条 事業者は、契約解除の通知の日から~~第2節~~第85条第1項第二号、~~第2節~~第86条第2項第一号及び~~第2節~~第87条第1項第二号による引渡し又は前条第5項による運営等業務の引継ぎ完了のときまで、本施設の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第94条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を市に返還しなければならない。

- 2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第95条 事業者は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、市が合理的に要求するものを、市に対して引き渡す。

- 2 市は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

第8章 表明保証及び誓約

(事業者による事実の表明保証及び誓約)

第96条 事業者は、市に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 事業者は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
 - 二 事業者による本契約の締結及び履行に関して、事業者に対し適用のある法令等、事業者の定款その他の社内規則上必要とされる事業者の一切の手続が有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。
 - 三 事業者による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、事業者に適用のある法令等に違反せず、又は事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
 - 四 本契約上の事業者の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある事業者の義務であり、かつ本契約の各規定に従って事業者に対して執行可能であること。
- 2 事業者は、市の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと、基本協定書に基づいて構成員が市に提出した出資者誓約書の内容に虚偽のないこと及び事業者の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があった場合には、直ちに市に対して通知することを誓約する。

(市による事実の表明保証)

第97条 市は、事業者に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- 一 市は本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。

- 二 市による本契約の締結及びその履行に関して、市に対し適用のある法令等及び市の内規上必要とされる一切の手續が有効に履踐されており、これらの手續に関する違反がないこと。
- 三 市による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、市に適用のある法令等に違反せず、又は市が当事者であり、若しくは市が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- 四 本契約上の市の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある市の義務であり、かつ本契約の各規定に従って市に対して執行可能であること。

第9章 雑則

(本契約の変更)

第98条 本契約（別紙を含む。）の変更は、市及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第99条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する紛争又は訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第100条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市は事業者と協議の上、これを定める。

附 則

(出資者の誓約)

第1条 事業者は、出資者をして、事前に市の承諾を得た場合に限り、事業者の株式（潜在株式を含む。）の全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。ただし、事業者は、基本協定書別紙2の出資者誓約書を提出した出資者については、市による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、事業者の株式を保有させなければならない。

2 事業者は、出資者をして、事前に市の承諾を得た場合に限り、事業者の株式（潜在株式を含む。）又は出資の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。

3 第1項の取扱いは、出資者間において事業者の株式（潜在株式を含む。）の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

(融資団との協議)

第2条 市は、その必要を認めた場合には、本事業に関し、事業者に融資を行う融資団との間で協議を行う。市がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。

- 一 本契約に関し、事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 事業者の株式の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 四 市による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙1 契約金額の内訳

(事業者提案を基に作成)

別紙2 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1. アドバイザー

市又は事業者若しくは選定された入札参加者から、本事業の実施又は本事業の事業者選定手続等に関して業務を受任又は請け負った者をいう。

2. 意思表示等

本契約に関する市及び事業者間の意思表示、事実等の通知の総称をいう。

3. 維持管理企業

維持管理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

4. 維持管理業務

本施設の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書及び企画提案書による。

5. 維持管理費

市が事業者を支払う事業費のうち本施設の維持管理業務の実施による対価をいい、その内容は別紙4による。なお、維持管理業務の主体的部分とは、維持管理業務に係る総合的な企画及び業務遂行の管理をいう。

6. 雨水の浸入を防止する部分

建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具及び雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分をいう。

7. 運営・維持管理期間

供用開始日以降本契約の終了日までの期間をいう。

8. 運営・維持管理費

市が事業者を支払う事業費のうち運営費及び維持管理費の総称をいい、その内容は別紙4による。

9. 運営企業

本施設の運営業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

10. 運営業務

来場者が安心して本施設を利用できる環境を確保するための業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書及び企画提案書による。なお、運営業務の主体的部分とは、運営業務に係る総合的な企画及び業務遂行の管理をいう。

11. 運営等業務

運営業務及び維持管理業務の総称をいう。

12. 運営費

市が事業者を支払う事業費のうち運営業務の実施による対価をいい、その内容は別紙4による。

13. 各業務

事業契約書等に定める設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務、プロジェクトマネジメント業務及び経営管理業務のそれぞれをいう。

14. 割賦手数料

施設費を元本とする元金均等払いを前提とする割賦利率により算定される利息の額をいい、資金調達に必要な融資等に係る金利等を含むものをいう。

15. 割賦利率

基準金利と企画提案書に記載された利ざやを合計した、割賦手数料の料率をいう。

16. 関係資料

市が本契約の締結後に事業者に貸与する事業用地に係る測量及びその実施結果に関する調査報告書等の資料をいう。

17. 監視職員

事業者による本事業の適正かつ確実な履行を確保するために市の定めるところにより設置する市の職員をいう。

18. 関連業務

本事業とは別に市又は県が発注する第三者による工事及び業務で、本施設に関する業務遂行上密接に関連する工事及び業務をいう。

19. 企画提案書

事業者が本事業の事業者選定手続において市に提出した本事業の実施に係る提案書類一式（発注者が当該提案書類一式の詳細を明確にするために、本契約の締結までに事業者に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容の明確化にあたり、市及び事業者が本契約の締結までに確認した事項を含む。

20. 基準金利

別紙4に定める基準金利をいう。

21. 基本協定書

市、構成員及び協力企業が●年●月●日に締結した盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。

22. 基本設計図書

本施設の基本設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

23. 業績等

事業者及び選定企業が実施する本事業における各業務の業績及び実施状況をいう。

24. 業務計画書等

運営等業務に関する業務計画書及び業務計画書に付随する書類の総称をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

25. 業務不履行

市による業績等に関する監視の結果、事業者の帰責事由により要求水準を達成しない虞がある、又は要求水準を達成していないと判断した状態をいう。

26. 業務報告書等

運営等業務に関する業務報告書及び業務報告書に付随する書類の総称をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

27. 供用開始日

本施設の供用を実際に開始する日をいう。

28. 供用開始予定日

本施設の供用開始の予定日である 2023 年 4 月 1 日又は市と事業者がかかる予定日として別途合意した日をいう。

29. 協力企業

本事業に関する事業者選定手続において参加資格要件の確認をうけ、各業務を構成員とともに事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。

30. 経営管理企業

本契約に定める経営管理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

31. 経営管理業務

事業者の経営管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書及び企画提案書による。

32. 契約解除通知日

本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。

33. 県

岩手県をいう。

34. 建設企業

本契約に定める建設業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

35. 建設業務

本施設の建設工事並びに一切の調査、申請及び届出等の本件工事に関連する設計業務及び工事監理業務以外の業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書及び企画提案書による。

36. 工事監理企業

本契約に定める工事監理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う企業をいう。

37. 工事監理業務

本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書及び企画提案書による。

38. 工事監理報告書

工事監理業務に関する報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

39. 工事全体工程表

要求水準書に記載のある建設業務が完了するまでの工程、近隣説明に関する工程、市の施設等の引渡しに関する工程及び調査を実施する場合は調査に関する工程を示した工程表をいう。

40. 構成員

本事業に関する事業者選定手続において参加資格要件の確認を受け、事業者に出資する者をいう。

41. 構造耐力上主要な部分

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 項第 3 号の規定による。

42. 再計算の利息

本契約を解除した場合に、契約解除通知日から市が選択した支払方法による支払日（当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日）までの期間について割賦利率により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は別紙 6 による。

43. 再受任者

本事業の実施に伴う各業務又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）の一部を、事業者から直接受任を受けて業務を実施する選定企業から受任する者をいう。

44. 資格確認資料

選定企業が本事業の事業者選定手続において市に提出した手続参加資格確認資料をいう。

45. 事業期間

本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は 2038 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。

46. 事業契約書

市と事業者が 年 月 日に締結した盛岡南公園野球場（仮称）整備事業に関する事業契約書（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。

47. 事業契約書等

事業契約書、募集要項等及び企画提案書の総称をいう。

48. 事業工程表

本事業の事業期間に亘る工程表をいう。

49. 事業者の運営に要する費用

市が事業者を支払う事業費のうち運営・維持管理期間中の事業者の管理運営業務に要する費用（利益等を含む）に相当する対価をいい、その内容は別紙4による。

50. 事業統括責任者

事業者が本契約~~第5章~~第75条第2項の権限を行使させるために設置する者をいう。

51. 事業年度

事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業者の設立日から最初に到来する3月31日までとする。

52. 事業費

市が事業者を支払う本事業の実施による対価の総額をいい、その算定方法は別紙4による。

53. 事業用地

本契約の鑑に記載されている事業場所である用地をいう。

54. 施設整備期間

本契約の締結日（同日を含む。）から本施設の引渡しまでの期間をいう。

55. 施設整備業務

設計業務、建設業務及び工事監理業務（各業務における調査を含む。）の総称をいう。

56. 施設整備費

市が事業者を支払う事業費のうち施設整備業務の実施による対価をいい、その内容は別紙4による。

57. 施設費

本施設の施設整備業務の実施により事業者が負担する施設整備に係る調査費、設計費、建設工事費、工事監理費、行政手続に関する費用、引き込み負担金、電波障害対策費、事業者の開業に伴う諸費用、事業者の運営に要する費用の一部、建中金利、融資組成費用、その他の施設整備に関する初期投資と認められる費用をいい（施設整備費から割賦手数料を除いた費用）、その内容は別紙4による。

58. 下請負人

本事業の実施に伴う各業務又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）の一部を、事業者から直接請け負って業務を実施する選定企業から請け負う者をいう。

59. 実施工程表

工事の区分ごとに出来高予定曲線を記入した本施設の建設工事に係る工程表をいう。

60. 実施設計図書

本施設の実実施設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

61. 指定管理者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者をいう。

62. 支払対象期間

各事業年度における 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間又は 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。ただし、最初の支払対象期間は、本施設の供用開始日から最初に到来する 3 月 31 日又は 9 月 30 日までの期間をいう。

63. 出資者

事業者の株式を所有する者をいう。

64. 出資者誓約書

基本協定書に基づく出資者であり、かつ構成員である者が市に提出する誓約書を行い、基本協定書別紙 2 に記載の書式による。

65. 消費税等

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。

66. 成果物

要求水準書、市の要求その他本契約に基づき事業者が作成する設計図書その他の一切の書類、図面、写真等の総称をいう。

67. 施工計画

本施設の施工に関する計画を行い、その内容の詳細は要求水準書による。

68. 設計企業

本契約に定める設計業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

69. 設計業務

本施設の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務を行い、その業務内容の詳細は要求水準書及び企画提案書に記載のある設計業務による。

70. 設計工程表

要求水準書に記載のある設計業務に関する工程を示した工程表をいう。

71. 設計図書

基本設計図書及び実施設計図書をいう。

72. 選定企業

本契約に定める設計企業、建設企業、工事監理企業、運営企業、維持管理企業、プロジェクトマネジメント企業及び経営管理企業の総称をいう。

73. 選定事業

P F I 法第 2 条第 4 項に定める選定事業をいう。

74. 貸与図面等

市が事業者に貸与する本施設の管理に係る図面及び資料をいう。

75. 知的財産権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権の総称をいう。

76. 調査

事業用地において事業者が履行する、敷地調査その他必要となる一切の調査に関する業務をいう。

77. PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

78. 引渡日

事業者が本施設を市に実際に引き渡す日をいう。

79. 引渡予定日

事業者が本施設を市に引き渡す予定の期日である2023年3月31日をいう。

80. 不可抗力

別紙5の定義による。

81. プロジェクトマネジメント企業

本契約に定めるプロジェクトマネジメント業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう。

82. プロジェクトマネジメント業務

各業務の統括管理に関する業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書及び企画提案書による。

83. 閉庁日

行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定された行政機関の休日をいう。

84. 平面計画

基本設計における本施設の各階平面図における諸室の配置等を示す計画をいう。

85. 法令等

法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。

86. 法令等の変更等

本契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。

87. 募集要項等

市が本事業の事業者選定手続において配布した一切の資料(要求水準書を含む。)及び当該資料に係る質問回答書をいう。

88. 本件工事

本施設の建設工事をいう。

89. 本件工事費

本施設の建設工事費（消費税等を含む。）をいう。

90. 本件工事費等

本施設の整備における設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額（消費税等を含む。）をいう。

91. 本事業

事業契約書等及びPFI法に基づいて実施する盛岡南公園野球場（仮称）整備事業をいう。

92. 本施設

盛岡南公園野球場（仮称）及び屋内練習場並びにこれらの外構（駐車場機能及び公園機能を含む。）の総称をいう。

93. 本条例

本施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める市の条例並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則（同条例に基づきなされる市の決議（本事業に関連するものに限る。）を含む。）の総称をいう。

94. モニタリング基本計画

市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいい、市が●年●月●日付で公表した盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 モニタリング基本計画（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

95. モニタリング実施計画

第19条第1項に従って確定する事業者による本事業の実施のモニタリングに関する実施計画書をいう。

96. 融資団

事業者が本事業の遂行のために調達する借入金を融資する金融機関の総称をいう。

97. 要求水準

市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、企画提案書に記載された提案内容が要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

98. 要求水準確認計画書

事業者が要求水準の確保を図るために、施設整備業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。

99. 要求水準確認報告書

事業者が施設整備業務の実施に関して、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認した結果を記載した報告書をいう。

100. 要求水準書

市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいい、市が●年●月●日付で公表した盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

101. 来場者

本施設に来場している者をいう。

別紙3 事業者が付す保険

~~第2章~~第25条に定める、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に保証範囲の広い保険を付すことを妨げるものではない。

第1. 建設業務に係る保険

1. 建設工事保険

(1) 保険名称

建設工事保険又は建設工事保険に相当する保険・共済等

(2) 保険内容

建設業務の実施に伴って発生した工事目的物、仮工事及び工事用材料等の物的損害を担保する（付帯設備工事、土木工事及び建設工事期間中の調達什器・備品も対象とする。）。

(3) 付保条件

担保範囲：本事業の整備対象となるすべての施設に係る建設業務

保険期間：本件工事に着工した日から引渡日までの全期間

保険契約者：事業者又は建設企業

被保険者：事業者、建設企業、建設企業と工事請負契約を締結するすべての企業及び市

保険金額：本件工事費

2. 請負業者賠償責任保険

(1) 保険名称

請負業者賠償責任保険又は請負業者賠償責任保険に相当する保険・共済等

(2) 保険内容

建設業務の実施に伴って発生した第三者に対する対人・対物賠償損害を担保する。建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

担保範囲：本事業の整備対象となっているすべての建設業務

保険期間：本件工事に着手した日から引渡日までの全期間

保険契約者：事業者又は建設企業

被保険者：事業者、建設企業、建設企業と工事請負契約を締結するすべての企業及び市

交叉責任担保：被保険者相互間の交叉責任担保条件

3. 生産物賠償責任保険

(1) 保険名称

生産物賠償責任保険又は生産物賠償責任保険に相当する保険・共済等

(2) 保険内容

本件工事の完成引渡後、工事目的物の瑕疵、欠陥に起因して発生した第三者に対する対人賠償損害及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

担保範囲：本施設

保険期間：本施設の完成引渡後2年間の瑕疵担保期間

保険契約者：事業者又は建設企業

被保険者：事業者、建設企業、これらの企業と直接工事請負契約を締結するすべての企業及び市

第2. 運営等業務に係る保険

1. 施設賠償責任保険

(1) 保険名称

施設賠償責任保険又は施設賠償責任保険に相当する保険・共済等

(2) 保険内容

運営等業務の対象施設の瑕疵又は運営等業務の対象施設の使用上若しくは運営等業務遂行上の過誤、過失、欠陥等に起因して派生した第三者に対する対人・対物賠償損害を担保する。

(3) 保険条件

担保範囲：運営等業務の対象となるすべての施設

保険期間：供用開始日から事業契約書の終了日までの全期間（賠償責任保険は、一定期間ごとに更新を行う契約でも差し支えない）

保険契約者：事業者又は運営企業及び維持管理企業

被保険者：事業者、運営企業・維持管理企業、これらの企業と直接請負契約を締結している企業及び市

交叉責任担保：被保険者相互間の交叉責任担保とする。

2. 請負業者賠償責任保険

(1) 保険名称

請負業者賠償責任保険又は請負業者賠償責任保険に相当する保険・共済等

(2) 保険内容

運営等業務の過誤、過失又は欠陥に起因して派生した第三者賠償損害（本施設自体、什器備品等の管理財物等に対する事業者、運営企業及び維持管理企業が負うべき対人・対物賠償損害を含む。）を担保する。なお、請負業者賠償責任保険に記載する条件を上記「1. 施設賠償責任保険」に含めることは差し支えない。

(3) 保険条件

担保範囲：運営等業務すべて

保険期間：供用開始日から事業契約書の終了日までの全期間（賠償責任保険は、一定期間ごとに更新を行う契約でも差し支えない。）

保険契約者：事業者又は運営企業・維持管理企業

被保険者：事業者、運営企業・維持管理企業、これらの企業から直接業務を請負うすべての者

交叉責任担保：被保険者相互間の交叉責任担保とする。

別紙4 事業費の算定及び支払方法

第20条に定める事業費は以下の項目より構成される。なお、以下の記載にかかわらず、本契約又は要求水準書に定める要求水準が達成されていない場合には、支払額の減額等の措置を講ずる。

1. 事業費の構成

事業費は以下の項目から構成される。なお、「施設整備費」はA-1、A-2及びA-3に相当する金額とする。

番号	支払項目名	支払内容
A-1	起債対象経費等一括支払金	①野球場に係る建設工事費の100分の94に相当する金額 ②屋内練習場に係る建設工事費の100分の85に相当する金額 ③野球場に係る実施設計費の100分の94に相当する金額 ④屋内練習場に係る実施設計費の100分の85に相当する金額 ⑤上記①～④施設整備費に要する消費税等 ⑥その他必要な費用
A-2	起債対象経費割賦支払金	①野球場に係る建設工事費の100分の6に相当する金額 ②屋内練習場に係る建設工事費の100分の15に相当する金額 ③野球場に係る実施設計費の100分の6に相当する金額 ④屋内練習場に係る実施設計費の100分の15に相当する金額 ⑤上記①～④を元本とする割賦手数料 ⑥上記①～④に要する消費税等
A-3	起債対象外経費割賦支払金	①外構（野球場及び屋内練習場を除くその他一切の部分）に係る建設工事費に相当する金額 ②本施設の運営等業務に必要となる備品等の調達に係る金額 ③設計業務（ただし、A-1及びA-2に該当する実施設計費用を除く）及び工事監理業務に係る金額 ⑤施設整備期間中の事業者の管理運営業務に係る金額 ⑥その他、施設整備期間中に必要な金額 ⑦上記①～⑥を元本とする割賦手数料 ⑧上記①～⑥に対する消費税等
B-1	運営等業務等に係	①運営費 ②維持管理費（a 光熱水費、b 修繕費、c 清掃費、d その他維持

	る対価	管理費から構成される) ③運営・維持管理期間中の事業者の管理運営業務に係る金額（事業者の運営に要する費用） ④上記①～③に対する消費税等
--	-----	--

2. 事業費の支払方法等

(1) 起債対象経費等一括支払金 (A-1)

ア 支払方法

市は、2020 年度、2021 年度及び 2022 年度の中間確認または完成確認後、中間確認及び完成確認の結果に応じて年度毎に 3 回に分けて起債対象経費等一括支払金 (A-1) を支払う。なお、2020 年度及び 2021 年度に係る支払い額は、設計計画書（同書に記載の詳細工程表）、業務計画書及び実施工程表等に定める出来高に係る金額を上限とする。

イ 支払手続

事業者は、第 48 条に定める設計業務の成果物の提出、第 55 条に定める建設業務に係る中間確認及び第 59 条に定める完成確認の後、最初に到来する月の末日までに、市に対して請求書を送付する事とする。市は適当な請求書を受領してから 30 日以内に所定の起債対象経費等一括支払金 (A-1) を事業者に対して支払う。

(2) 起債対象経費割賦支払金及び起債対象外経費割賦支払金 (A-2、A-3)

ア 支払方法

市は、第 61 条に定める本施設の引渡しの後、年 2 回、全 30 回に分けて起債対象経費割賦支払金及び起債対象外経費割賦支払金 (A-2、A-3) を事業者に支払う。

イ 支払手続

事業者は、2023 年 10 月を第 1 回、2038 年 4 月を最終回とし、各年 10 月及び 4 月の末日までに市に対して請求書を送付することとする。市は、適当な請求書を受領した日より 30 日以内に起債対象経費割賦支払金及び起債対象外経費割賦支払金 (A-2、A-3) を支払う。

ウ 起債対象経費割賦支払金及び起債対象外経費割賦支払金 (A-2、A-3) の算定方法

各請求予定年月における起債対象経費割賦支払金及び起債対象外経費割賦支払金（A-2、A-3）の算定方法は、元本均等払いとする。

エ 元本均等返済の算定に用いる利率

事業者が提案したスプレッド（年利＝％）と、基準金利を合計した値とする。

オ 基準金利

各請求予定年月に適用する基準金利は、引渡予定日の2営業日前の午前10時にテレテート17143ページに発表される東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6カ月LIBORベース15年物金利スワップレートとする。ただし、企画提案書提出時に用いる金利は、募集要項において指定した金利とすること。

（3）運営等業務等に係る対価（B-1）

ア 支払方法

市は、第69条に定める運営等業務の検査を実施し、要求水準が達成されていることを確認した場合、運営等業務等に対する対価（B-1）を支払う。

イ 支払手続

事業者は、要求水準書に定めた期限ごとに、当該半期に係る業務報告書等を作成し、市に提出する。

市は、当該業務報告書等を確認し、その結果を踏まえて当該半期の運営等業務等に係る対価（B-1）を算定し、原則として、各年10月15日及び4月15日（15日が市の休日の場合は、15日以降最初の開庁日とする。）までに支払額を事業者へ通知する。

事業者は、支払額確定後、遅滞なく市に対し請求書を送付する。

市は、適当な請求書を受領した日より30日以内に所定の運営等業務等に対する対価（B-1）を事業者に対し支払う。

3. 事業費の改定

（1）基本的考え方

施設整備業務に要する費用については、2.（2）オに示す基準金利の見直しに伴うもの及び下記（2）によるものを除き、原則として改定を行わない。

運営等業務及び運営・維持管理期間中の事業者の管理運営業務に要する費用については、物価変動に基づき、年度毎に見直すものとする。なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、市及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができる。

(2) 施設整備費の物価変動に基づく改定

第 28 条に基づく本件工事費の改定は、次に掲げる場合に限り行う。

ア 施設整備期間内で本契約の締結日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本件工事費が不適當になったと認めた場合（全体スライド）、第 28 条第 2 項内市第 4 項が適用される。

イ 特別な要因により、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、本件工事費が不適當となった場合（単品スライド）、以下の物価資料等の価格を基本にスライド額を算定し、価格が着工時に比べ 1/100 以上変化することが予想される場合に適用される。

- ・建設物価（建設物価調査会 月刊）
- ・建築コスト情報（建設物価調査会 季刊）
- ・建築施工単価（経済調査会 季刊）

ウ~~キ~~ 予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本件工事費が著しく不適當となった場合（インフレスライド）、上記イ~~キ~~（単品スライド）に記載された物価資料等と同様の資料に基づき、市又は事業者から建設工事費の変更を請求されたときに適用される。

(3) 運営等業務等に係る対価の物価変動に基づく改定

①改定の時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、以下のとおりとする。

ア 改定指標の評価：毎年 9 月 30 日時点で確認できる最新の指標により評価する。

イ 事業費の改定：原則として翌年度の 4 月 1 日以降の運営等業務に係る対価及び運営・維持管理期間中の事業者の管理運営業務に係る対価の支払に反映する。

②改定方法

前回改定時の指標に対して、現指標が 3%以上変動した場合に運営等業務に係る対価及び運営・維持管理期間中の事業者の管理運営業務に係る対価の改定を行う。事業契約書締結以降、対価を改定していない費用については、引渡日の時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

ア 改定率

項目	内訳	使用する指標	計算方法
運営費	—	「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス (消費税等除く、物価指数月報・日銀統計調査局)	改定率①
維持管理費	a 光熱水費	「消費者物価指数」中分類指数-光熱・水道 (総務省)	改定率②
	b 修繕費	「建築物価指数月報」 - 建築費指数 / 標準指数 (建設物価調査会)	改定率③
	c 清掃費	「企業向けサービス価格指数」－清掃 (消費税等除く、物価指数月報・日銀統計調査局)	改定率①
	d その他維持管理費	「企業向けサービス価格指数」－設備管理 (消費税等除く、物価指数月報・日銀統計調査局)	改定率①
事業者の運営に要する費用		「企業向けサービス価格指数」－その他の専門サービス (消費税等除く、物価指数月報・日銀統計調査局)	改定率①

それぞれの対価について、改定前の対価（及びその内訳）を基準額とし、年度毎に以下の算定式にしたがって各年度の対価を確定する。なお、改定率は小数点以下第3位までを有効とし、第4位以降は切り捨てるものとする。

イ 計算方法

$$\text{改定率① } AP'_t = A_{pt} \times (\text{CSPIn} / \text{CSPIm})$$

$$\text{改定率② } AP'_t = A_{pt} \times (\text{CPIIn} / \text{CPIIm})$$

$$\text{改定率③ } AP'_t = A_{pt} \times (\text{BCCIn} / \text{BCCIm})$$

- m : 前回改定時年度（契約後未改定の場合は事業契約開始年度）
 n : 今回評価時年度
 t : 今回費用改定を行う対価の対象年度（ $t : m + 1, \dots$, 事業終了年度）
- Apt : 改定前の t 年度 A 業務の対価
 AP' t : 改定後の t 年度 A 業務の対価
 CSPI : Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）
 CPI : Consumer Price Index（消費者物価指数）
 BCCI : Building Construction Cost Index（建築費指数）
 CSPIm : 前回改定時の評価指標である、 m 年度の価格指数
 CSPIn : 前回改定時の評価指標である、 n 年度の価格指数
 CPI_m : 前回改定時の評価指標である、 m 年度の価格指数
 CPI_n : 前回改定時の評価指標である、 n 年度の価格指数
 BCCI_m : 前回改定時の評価指標である、 m 年度の建築費指数
 BCCI_n : 前回改定時の評価指標である、 n 年度の建築費指数

別紙5 不可抗力による費用分担

本契約第2章第34条に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

1. 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 施設整備期間及び運営・維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う本件工事費等及び運営・維持管理費（金利及び物価変動を含む。）
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した施設及び設備の損傷・復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- ⑤ 施設整備期間及び運営・維持管理期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 施設整備期間及び運営・維持管理期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 施設整備業務に関する損害分担

- ① 施設整備業務に関して発生した不可抗力による追加費用及び損害額(事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、本件工事費等の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については市がこれを負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、本件工事の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- ③ 数次にわたる不可抗力により、上記①の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記①の1%の事業者負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 運営等業務の損害分担

- ① 運営等業務に関して発生した不可抗力による追加費用及び損害額(事業者が当該不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、不可抗力の事由による年度毎の損害の累計額が、不可抗力の事由の発生した年度における運営・維持管理費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については市がこれを負担する。
- ② 上記①の追加費用及び損害額には、運営等業務の遅延又は中断、本契約の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

別紙6 再計算の利息の算定に係る割賦利率

割賦利率は、「1. 基準金利」と「2. 利ざや」の和で構成される。

1. 基準金利

支払方法に応じ、別紙4における基準金利の算定方法に従い、再算定する。

2. 利ざや

契約解除の事由により以下のように定める。

- (1) 本契約~~第6章第1節~~第81条による解除の場合
上乗せする利ざやは認めない。
- (2) 本契約~~第6章第1節~~第82条又は~~第6章第1節~~第83条による解除の場合
企画提案書に記載されている利ざやとする。
- (3) 本契約~~第6章第1節~~第84条による解除の場合
企画提案書に記載されている融資者から提示のあった利ざやとする。この場合、構成員である株主等からの劣後融資等は含めない。